

保証免責事項

- 1 火災、爆発等予期しない外来事故、及び予想外の地震、暴風雨、洪水、積雪、凍結等の自然現象に起因し、近隣住宅等と同程度の被害を受けたもの。
- 2 敷地周辺にわたる地盤の変動、地割れ、土砂崩れ及び塩害等特殊な周辺条件ならびに、周辺環境、公害、近隣の土木工事、建築工事、周辺地域の振動発生源に起因するもの。
- 3 住宅の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用をした事が起因の場合。
- 4 住宅の性質による結露、又は瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、退色、汚れ、コケ、その他の類似の事由による場合、もしくは過度の暖房や乾燥による収縮および音、臭いなどの官能的現象で使用上支障のないもの。
- 5 契約時、実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故に起因するもの。
- 6 落雷、落雷に起因する損傷、機能不良、漏水。
- 7 請負者が不相当であることを指摘した施工方法にもかかわらず、注文者が承知で施工したものに起因する場合。
- 8 注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
- 9 仕上げの傷で、引渡し時に申し出がなかったもの。
- 10 構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。(増改築・改修工事のみ適用)
- 11 引渡し後、屋根・外壁等にベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行い、これに起因するもの。
- 12 保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保障該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
- 13 入居者、又は第三者の故意、又は過失に起因するもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
- 14 前各号による場合のほか、保証内容に記載されている「適用の除外」欄に掲げるものに該当するもの。
(注)保証の内容における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合であって、通常修理が必要と思われる程度をいいます。

※付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証期間によるものとします。